

平成 21 年 4 月 20 日

文化審議会著作権分科会基本問題小委員会 御中

委員 石坂 敬一

本日、所用により本委員会を欠席するため、今後の審議方針に関する私の意見を書面にて提出いたします。

記

本年度の著作権分科会において、「著作権関連施策に係る基本的問題に関すること」を検討するため本委員会が設置されたことは非常に有意義なことと考えます。今まで長期間議論を行ってきたにもかかわらず結論に至っていない「私的録音録画補償金」の問題や「保護期間延長」の問題については、本委員会において、文化政策的な見地から検討を行い、今年度中に結論を出すよう進めていただきたいと考えます。

また、昨今、導入に関する議論が活発に行われている「日本版フェアユース規定」については、著作権法の根幹に関わる極めて重要な問題でありますので、本委員会における検討課題とした上で、多面的かつ十分な議論を行うべきと考えます。具体的には、米国等の事例を精査し、権利を制限しなければ不都合が生じるとされている個別的な事例について、権利保護と利用のバランスを十分に吟味するなど、拙速とならないように慎重な検討が進められることが必要と考えます。

以上

文化審議会著作権分科会
基本問題小委員会 御中

平成21年 4月20日

(社)日本芸能実演家団体協議会
専務理事 大林 丈史

第一回の基本問題小委員会への意見

本日は、大切な第一回の会合に、急に出席出来なくなりましたことを、誠に残念に思いますと共に、深くお詫び申し上げます。心苦しくはありますが、文書による意見の提出をもって出席に代えさせていただきます。

まずは、積み残された課題で、今期において議論すべき内容について、以下に申し述べます。

- (1) 私的録音録画補償金制度の見直しにつきましては、デジタル録音録画機器の文明論的位置づけ、文化論的に見たその創造活動への影響、そもそも何故、私的録音録画補償金制度が制定されたのか、その今日的意義等、この際、大元に立ち返ってもう一度しっかりと議論をした方が良いと考えます。それがきちんとなされれば、制度の必要性や誰がどのように負担をすべきなのか、明白になっていくのではないのでしょうか。
- (2) 保護期間の延長につきましては、著作物が、経済的先進国との間だけでなくネットを通して全世界に流通していく時代に、世界の国々の中でも、あらゆる意味において責任ある地位を担わなくてはならない日本が、保護期間を延長することなく、そして、多数の国々との調和を図ることなく、「保護期間鎖国」をもってこの時代を乗り切っていくことは、不可能だと考えます。著作者だけではありません。私たち実演家は、保護期間の起算の時点が、「実演がなされた時」または「実演が固定された時」であり、長寿社会の現在、存命中に権利がなくなってしまうという問題を抱えています。この点では、積極的な「保護期間開国」を望んでおります。よろしく願いいたします。保護期間に関連しては、「戦時加算」の問題も、このままでは一世紀経っても解決しないこととなります。撤廃へ向けた積極的取り組みが必要です。

- (3) 「日本版フェアユース」につきましても、当小委員会において取り組むべきと考えます。文化論的視点からの議論が必要です。導入にあたって、モデルとされるアメリカとは、社会の仕組みやその元となる国民意識の違いが大きいことでもあり、拙速に事を運ぶべきではないでしょう。ましてや、クリエイターの成果物を安易に利用することが、経済発展に繋がり、コンテンツ大国になる早道などと言うのは、本末転倒の論理です。保護期間とは違い、世界標準ではない当該規定の導入には慎重であるべきです。その前に、ネット時代に、コンテンツの流通や複製はどのような文化的影響をもたらすのか、プラス面、マイナス面を、文化の発展とより良いコンテンツを創造するサイクルづくりの視点からもっと議論がなされるべきではないでしょうか。クリエイターが存在し、著作物が創造されなければ、何の流通であり、複製でしょうか。

最後になりましたが、本委員会に、事前に通知することを条件に、代理人の出席を認めていただけないでしょうか。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

以 上

「著作権関連施策に係る基本的問題」について

平成 21 年 4 月 20 日

駒澤大学 苗村 憲司

著作物の創作と利用に関連する技術の著しい発展、国境を越えた情報流通の急速な拡大、日本作品の国際的評価の向上などの背景を考慮すれば、本小委員会が、これまでの審議において結論が得られていない課題を含む基本的諸問題について文化政策的な高い立場から検討を行うことは、極めて有意義であると考えます。

本小委員会における検討の進め方については、次の点が重要だと思えます。

1. 著作者対利用者といった利害対立の構図でなく、双方にとって望ましい解決の方向を探ること。

例えば、私的録音録画補償金制度の在り方、保護期間延長の可否等について検討する際に、著作者の利益と利用者の利益が対立することを前提とするのではなく、どのような選択肢を選んだとしても双方にとってそれぞれにプラスとマイナスがあることを確認したうえで、多様な選択肢を冷静に分析し比較検討する必要があると思えます。

2. 技術進歩、国際環境の変化など、著作権制度をめぐる変化の本質を直視し、制度改革の必要性を確認すること。

例えば、米国企業のビジネス戦略の影響を受けるごとに日本の著作権法を改正するのではなく、デジタル化、ネットワーク化、国際化等によって著作物の創作、公表、流通、利用の様相が変化していることの本質を見極め、将来の改革の方向を明確にしたうえで、当面の対処を検討する必要があると思えます。

対処の方法についても、法制度の改正のみでなく、契約を含むビジネス慣行の改善はもちろん、技術の開発とその適用の促進、国際会議等を通じた意見調整等の可能性を検討すべきでしょう。

3. 法学に加えて、文化情報学、社会学、経済学、政策学、工学等を横断する学際的学術研究の成果を活用すること。

例えば、近年増加した学際的学部・大学院研究科および学際的学会において、著作権制度に関する研究成果を発表している研究者の意見を聴取し、本小委員会における検討に役立てることも有意義だと思えます。

文化審議会著作権分科会
基本問題小委員会 御中

平成 21 年 4 月 20 日
委員 松田 政行

第 1 回委員会に欠席するので、審議すべき基本問題を文書で提出致します。

1 コンテンツのネットワーク流通促進方策に関する法的構成

この法的構成については、民間においていくつかの提言等が公表されています。知的財産戦略本部デジタル・ネット時代における知的財産制度専門調査会は、平成 20 年 11 月 27 日「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について（報告）」において、契約による促進方策を検討すべきことが示されています。ネットワーク流通と著作権制度協議会（平成 20 年 11 月 21 日設立会長齋藤博。以下「本協議会」という）は、その分科会（分科会長齋藤浩貴）において契約による促進方策を検討し報告書を取りまとめたのでこれを提出します。本協議会は 4 月 24 日全会員によって構成される協議会をもってこれを承認し、本協議会の提言とする予定です。

委員会において、民間における提言等を踏まえコンテンツのネットワーク流通促進方策に関する法的構成についてご審議ありますようお願い申し上げます。

委員会において、本協議会の提言に関する説明の機会を得たいと考えています（出席予定者会長齋藤博、分科会長齋藤浩貴）。

2 米国 Google Book Search クラスアクション和解の日本における影響

上記和解は、米国における民事訴訟における事柄であって、この和解に参加するか、またその後データを除去するか、利用の範囲をどう定めるかなどは著者、出版社の判断に委ねられるべきであるといえましょう。この限りにおいて委員会が審議をする必要はありません。しかし、この和解の内容は、全世界の図書を対象として将来の出版事業に代わりうる書籍コンテンツのネットワーク流通に関するビジネスモデルを形成する可能性があると思料します。google 一社のデータベースに世界中の書籍コンテンツが集中することになれば、日本におけるコンテンツ・ビジネス及びその周辺産業に決定的な影響を与えます。また日本の文化、文芸、科学技術、思想、言論が米国に集中することになります。著作物を日本の法制の下で国民が自由に利用しうる状況を確保することは国の

責任であると考えます。google のクラスアクションの和解は、ベルヌ条約と米国著作権法を媒介として成立するところ、日本は日本の著作権法によって上記の状況を確実にすべきです。

google の和解は、情報に関する国家主権の問題にまで至る可能性があります。

著作権の新しい問題としてまず google の和解の影響について審議すべきであると考えます。なお、和解から除外（オプトアウト）をする期限は、本年 5 月 5 日と定められていますが、和解の影響と日本の対応を審議することの時期を失することにはなりません。

ネットワーク流通と著作権制度協議会 コンテンツの流通促進方策に関する提言書（要旨）

平成21年4月20日

本協議会は、コンテンツのデジタルネットワークによる利用の促進方策について、著作権法上の権利を中心とした検討の結果に基づき、提言をまとめた。

1. 法制度及び契約慣行の改善の要否の検討の視座

(1) 検討すべき課題について

ネット流通のための権利処理に関する課題については、「コンテンツの製作者による許諾権行使の問題」と、「コンテンツの製作参加権利者の権利処理の問題」の2つに分けて考える必要がある。

「コンテンツの製作者による権利行使の問題」については、製作者による許諾をいかなる意味においても強制すべきではなく、政策的に解決すべき課題ととらえるのは誤りである。

「コンテンツの製作参加者の権利処理の問題」にあたっては、製作参加者の権利処理が実際のところどれだけネット流通の阻害要因になるのかという現状と将来の展望を把握し、課題解決の緊要性を見定めた上で検討を進めなければならない。

(2) 検討の対象とすべきコンテンツ

映画及び音楽については、現状からして、製作参加者の権利処理の円滑化を政策的に促進する必要はないと考えられる。

テレビ番組については、検討の対象にする意義があると考えられるので、本提言書においては、主としてテレビ番組＝放送コンテンツを念頭におく。

(3) テレビ番組の流通についての検討の方向性

テレビ番組のネット流通が盛んになっていないのは、製作者に権利が集中していないことが原因ではなく、権利者にとってもメリットのあるようなネットワーク配信ビジネスが現実に提示されていないからであるが、今後ネット流通ビジネスが大きく成長する可能性を踏まえ、権利者の正当な利益にも十分な配慮をすることを前提としつつ、権利処理コストを低減する方策を講じておくことには意義があると考えられる。

(4) 既存のコンテンツについての対処

既存のコンテンツの流通の促進については、法律上の手当としては、後述の所在不明権利者についての対処策を、既存のコンテンツにも適用する程度にとどめるべきで

ある。任意の取り組みとしては、権利管理団体による組織化、二次利用料の明確化がさらに促進されるべきであろう。

(5) 将来製作されるコンテンツに関する法律上の手当による製作者への権利集中と契約による取り組み

将来製作されるコンテンツについては、下記2, 3, 4の諸点について検討する必要がある。

2. 放送コンテンツに関する諸権利についての製作者への権利集中の対処の必要性

放送コンテンツについて、各権利毎に改善策を講じる必要があるか否かを検討した結果は次のとおりである。

(1) 番組の製作者への映画の著作物の著作権の帰属

29条2項が1項とは別の規定とされた趣旨を踏まえた慎重な検討が必要との意見もあるが、29条2項、3項は廃止し、29条1項に一本化して、すべての放送番組について映画の著作物の著作権が製作者に帰属することを原則化する改正を行う対処が検討されて良いと考えられる。

(2) 原作者・脚本家の著作権

脚本については、二次利用に関して権利者団体（日本脚本家連盟及び日本シナリオ作家協会）と放送局の間の協定があり、その処理に委ねて良いものと考えられる。

原作については、契約に委ねる（製作時においてマルチユースを見込んだ契約をすることを奨励する。）ということにより良いものと考えられる。

(3) 音楽の著作権

二次利用についても著作権管理事業者から許諾を得ることは容易であるので、特に対処は必要ないと考えられる。

(4) 商業用レコードに関する実演家の権利とレコード製作者の権利

権利管理事業の拡充による対処を推進することに今後とも期待すべきである。

(5) 実演家

放送番組についても映画と同様に91条2項、92条2項等の規定が働くようにしたり、実演家の権利を報酬請求権化する案については、適当な対処とは考えられない。

実演家の権利処理の対処としては、契約によるネット流通を促進する取り組みと、権利者団体による団体処理を進めていくことが現実的で妥当であると考えられる。

3. 放送コンテンツの製作段階での契約を促進するための取り組みについて

(1) 団体間の協議

ネットワーク配信事業者へのライセンス事業に対する需要が創出された状況あるいは創出しつつある状況において、これに対応しうる放送コンテンツの製作段階での契約を促進するための取り組みとして、製作者が放送コンテンツに関するネット流通を含む二次的利用についての権利処理を契約によって行い、新しい需要に対応しうる前提の環境（製作者が利用権限を取得してライセンスを行うことができる状況）を作るために、製作者と諸権利者間の権利処理をそれぞれの団体間の協議によって形成すべきである。

(2) 配分割合

ネット流通が促進されるためには、諸権利者が受ける配分割合が放送コンテンツの 카테고리ごとに団体間の協議で定められ、放送コンテンツの二次的利用時に契約によって確定しておくことが必要である。

諸権利者団体と製作者団体による協議組織は、放送コンテンツのカテゴリ毎に全ての権利者団体が参画するものとしなければならない。諸権利者団体は、組織率を高め、協議組織による合意の効果に実効性を持たせるものとしなければならない。また、アウトサイダーに対しては、広報活動等を行ない、将来形成される配分割合を含む二次的利用を行なう場合の方法などについて理解を得る。

(3) 契約による権利処理

団体間の協議組織によるカテゴリごとの基本配分割合の合意が形成されることと並行して、現実の契約による権利処理を行なっていかなければならない。

契約による権利処理は、各製作者が諸権利者ごとに個別に形成する個別契約によりつつも、利用権限を製作者が有するという規定を含む契約実務を形成すべきである。

4. コンテンツ製作段階で契約による製作者への権利集中の対処ができていない権利についての権利処理の円滑化のための方策

(1) 多数権利者中において正当な理由なく許諾を拒む者についての対処

一部の権利者の正当とは思われないような権利許諾の拒否や過大な報酬の請求によって流通が阻害される事態が生じることを防止するため、「正当な理由」がない限り、各権利者は、製作者によるコンテンツの利用に反対できないとする方策を検討の対象としたが、そのような方策を導入することは適当でないとの結論が得られた。

(2) 所在不明権利者についての対処

平成21年3月10日に国会に提出された著作権法改正案が原案どおり成立し、関連する政令が適切に定められるならば、当該対応により、権利者中に所在不明の者が

いるコンテンツの流通が適正に促進される可能性は十分にあるものと考えられる。したがって、改正案の成立およびその後の制度の運用に期待する。

5. 強行法規的な対応の条約適合性

(1) 基本的な視点

コンテンツ流通促進のために、著作権に何らかの制限や例外を定めるのであれば、条約に適合したものになければならない。明らかに条約に適合していない場合、他の締約国から苦情のみならず攻撃を受ける可能性があり、国益を損なう恐れがある。

コンテンツ流通促進のために国内法の改正や特別立法を行うのであれば、条約との関係を十二分に精査し、国益を損なうことがないようにすることが必要である。

(2) 国内における処理と海外での通用性

わが国においてコンテンツ産業の育成、振興を考えるにあたっては、その国際的な展開を図ることが重要な戦略となる。したがって、国における権利処理が、海外においてその有効性に疑義を持たれることがないようにするため、ネット流通の促進のための法制度の検討にあたっては、当該法制度による権利処理が外国においても有効性が認められることを旨とすべきである。

以上

ネットワーク流通と著作権制度協議会

会長

齊藤 博

会長職務代行

松田 政行

顧問

青山 善充（明治大学法科大学院長 教授）
阿部 浩二（岡山大学名誉教授、著作権情報センター著作権研究所所長）
中村 稔（弁護士）
橋元 四郎平（弁護士）
半田 正夫（青山学院大学名誉教授）
牧野 利秋（弁護士）
紋谷 暢男（成蹊大学法務研究科教授）

理事

伊藤 真（弁護士）
岸 博幸（慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授）
齋藤 浩貴（弁護士）
齊藤 博（新潟大学名誉教授、弁護士）
龍村 全（弁護士）
富岡 英次（弁護士）
藤原 浩（弁護士）
前田 哲男（弁護士）
松田 政行（弁護士）

監事

市村 直也（弁護士）
中川 達也（弁護士）

事務局担当

齋藤 浩貴

※ 敬称略。五十音順となります。

※ 会員数 118名（2009.1.20時点）